

申 立 書

_____年 月 日

(あて先) 兵庫県宝塚市長

証明申請者
(所有者) 住 所

氏 名 _____
(自署又は記名押印)

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供するものに相違ありません。

記

1 家 屋 の 表 示

所在地 宝塚市

家屋番号 _____

2 入居予定年月日 _____年 月 日

3 現在の家屋の処分方法等(該当するものに○印) 《裏面の添付書類が必要です。》

- (1) 現住家屋を売却する。
- (2) 現住家屋を賃貸する。
- (3) 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等で契約を解除し明け渡す。
- (4) 現住家屋に証明申請者の親族が住む。
- (5) その他の理由(具体的に記載)
(_____)
- (6) 処分方法が未定

4 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

《申立書の添付書類について》

①

現住家屋(証明申請者が証明申請時に居住している家屋)の処分方法については、その場合に応じ、次の書類を添付してください。

※すべての事由において、現在の住民票(写し)を添付してください。

(1) 現住家屋を売却する場合

当該現住家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書等売却することを証する書類

(2) 現住家屋を賃貸する場合

当該現住家屋の賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等賃貸することを証する書類

(3) 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合

証明申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が当該証明申請者の所有する家屋ではないことを証する書類

(4) 現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等

当該親族の申立書等、現住家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類

(5) その他の理由

現住家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類

(6) 処分方法が未定

入居が登記の後になることを証する書類

②

申立書には入居が登記の後になる理由を具体的に記載することとし、現住家屋の処分方法が未定である場合には、入居が登記の後になることを疎明する次のような書類を添付してください。

(1) 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合

当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し

(2) 前住人の転出が済んでいない場合

前住人と申請者(又は宅建業者等)との間の引渡期日の記載のある売買契約書等の写し

(3) 本人又は家族の病気等やむを得ない事情の場合

治療期間が記載された医師の診断書の写し等やむを得ない事情を明らかにする書類